

**企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」**

企業会計基準適用指針第 34 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」（2025 年 10 月 16 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p><b>企業会計基準適用指針第 34 号</b></p> <p><b>期中財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">2025 年 10 月 16 日 改正 2026 年 1 月 9 日 企業会計基準委員会</p>	<p><b>企業会計基準適用指針第 34 号</b></p> <p><b>期中財務諸表に関する会計基準の適用指針</b></p> <p style="text-align: right;">2025 年 10 月 16 日 企業会計基準委員会</p>
<p><b>適用指針</b></p> <p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>有価証券</b></p> <p><b>（有価証券の減損処理）</b></p> <p>4. 期中会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れについては、期中洗替え法による。</p> <p>ただし、<u>2025 年に公表された本適用指針（以下「2025 年適用指針」という。）</u>の適用前に企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指</p>	<p><b>適用指針</b></p> <p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>有価証券</b></p> <p><b>（有価証券の減損処理）</b></p> <p>4. 期中会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れについては、期中洗替え法による。</p> <p>ただし、本適用指針の適用前に企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第 32 号」という。）又は企業会計基準適用指針第 14 号</p>

改正後	改正前
<p>針第 32 号」という。)又は企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第 14 号」という。)に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。この場合には、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に本適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、減損処理後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>	<p>「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第 14 号」という。)に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。この場合には、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に本適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、減損処理後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>
<p><b>棚卸資産</b> <b>(棚卸資産の簿価切下げに係る方法)</b></p> <p>7. 期中会計期間末における棚卸資産の簿価切下げについては、期中洗替え法による。</p> <p>ただし、<u>2025 年適用指針</u>の適用前に企業会計基準適用指針第 32 号又は企業会計基準適用指針第 14 号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に本適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、簿価切下げ後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>	<p><b>棚卸資産</b> <b>(棚卸資産の簿価切下げに係る方法)</b></p> <p>7. 期中会計期間末における棚卸資産の簿価切下げについては、期中洗替え法による。</p> <p>ただし、<u>本適用指針</u>の適用前に企業会計基準適用指針第 32 号又は企業会計基準適用指針第 14 号に基づき切放し法を適用していた場合には、継続して切放し法を適用することができる。この場合に、当期中会計期間を含む事業年度において、当期中会計期間末より前の期間に本適用指針に基づき期中切放し法を適用しているときは、簿価切下げ後の帳簿価額を取得原価として当期中会計期間末に期中切放し法を適用する。期中切放し法を適用する場合には、その旨を注記する。</p>
<p><b>開示</b> <b>注記事項</b></p>	<p><b>開示</b> <b>注記事項</b></p>

改正後	改正前
<p><b>(削除)</b></p> <p>65. <u>(削除)</u></p>	<p><b>(重要な後発事象)</b></p> <p>65. <u>期中会計期間の末日後から期中財務諸表を作成する日までの間に発生した重要な開示後発事象を注記する。なお、期中会計期間の末日が期中決算日と異なる子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の期中会計期間の末日後に発生した事象を注記の対象とする。</u></p>
<p>66. <u>(削除)</u></p>	<p>66. <u>前項の記載にあたっては、日本公認会計士協会 監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」で記載された開示後発事象の例示を参考とするものとする。</u></p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>72. <u>2025 年適用指針の適用時期は、2025 年に公表された会計基準と同様とする。</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>適用時期</b></p> <p>72. <u>本適用指針の適用時期は、会計基準と同様とする。</u></p>
<p>72-2. <u>2026 年に改正された本適用指針（以下「2026 年改正適用指針」という。）の適用時期は、企業会計基準第 41 号「後発事象に関する会計基準」（以下「後発事象会計基準」という。）と同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>経過措置</b></p> <p>73. <u>有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法が原則とされた（第 4 項及び第 7 項参照）ことに伴い、当該方法を期中洗替え法に変更する場合、2025 年適用指針の適用初年度においては、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する。</u></p>	<p><b>経過措置</b></p> <p>73. <u>有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法が原則とされた（第 4 項及び第 7 項参照）ことに伴い、当該方法を期中洗替え法に変更する場合、本適用指針の適用初年度においては、新たな会計方針を適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用する。</u></p>

改正後	改正前
<p>73-2. <u>2026年改正適用指針の経過措置は、後発事象会計基準と同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>議 決</b></p> <p>74. <u>2025年適用指針は、第559回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p><b>議 決</b></p> <p>74. <u>本適用指針は、第559回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。</u></p>
<p>74-2. <u>2026年改正適用指針は、第566回企業会計基準委員会に出席した委員13名全員の賛成により承認された。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>本適用指針で個別に検討したもの</b></p> <p><b>(有価証券)</b></p> <p><b><u>有価証券の減損処理</u></b></p> <p>BC16. 前2項を踏まえ、本適用指針では、次の取扱いとすることとした(第4項参照)。</p> <p>(1) <u>2025年適用指針の適用前から期中会計期間末において切放し法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認める。</u></p> <p>(省 略)</p>	<p><b>結論の背景</b></p> <p><b>期中財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>会計処理</b></p> <p><b>本適用指針で個別に検討したもの</b></p> <p><b>(有価証券)</b></p> <p><b><u>有価証券の減損処理</u></b></p> <p>BC16. 前2項を踏まえ、本適用指針では、次の取扱いとすることとした(第4項参照)。</p> <p>(1) <u>本適用指針の適用前から期中会計期間末において切放し法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認める。</u></p> <p>(省 略)</p>
<p><b>(棚卸資産)</b></p>	<p><b>(棚卸資産)</b></p>

改正後	改正前
<p><b>棚卸資産の簿価切下げに係る方法</b></p> <p>BC19. 本適用指針では、BC13 項と同様の理由により、期中洗替え法を原則とした。また、BC14 項及び BC15 項と同様の理由により、次の取扱いとすることとした（第 7 項参照）。</p> <p>(1) 2025 年適用指針の適用前から期中会計期間末において切放し法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認める。</p> <p>(省 略)</p>	<p><b>棚卸資産の簿価切下げに係る方法</b></p> <p>BC19. 本適用指針では、BC13 項と同様の理由により、期中洗替え法を原則とした。また、BC14 項及び BC15 項と同様の理由により、次の取扱いとすることとした（第 7 項参照）。</p> <p>(1) 本適用指針の適用前から期中会計期間末において切放し法を適用していた場合には、例外的に継続適用を認める。</p> <p>(省 略)</p>
<p><b>開 示</b></p> <p><b>従来<sup>1</sup>の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの</b></p> <p><b>（企業会計基準適用指針第 14 号の定め及び考え方を引き継いだもの）</b></p> <p>BC23. 本適用指針第 32 項から第 34 項、第 36 項から第 51 項、第 53 項から第 64 項及び第 67 項は、企業会計基準適用指針第 14 号の定め及び考え方を取り入れた企業会計基準適用指針第 32 号における定め及び考え方を引き継いでいる。</p>	<p><b>開 示</b></p> <p><b>従来<sup>1</sup>の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の定め及び考え方を引き継いだもの</b></p> <p><b>（企業会計基準適用指針第 14 号の定め及び考え方を引き継いだもの）</b></p> <p>BC23. 本適用指針第 32 項から第 34 項、第 36 項から第 51 項及び第 53 項から第 67 項は、企業会計基準適用指針第 14 号の定め及び考え方を取り入れた企業会計基準適用指針第 32 号における定め及び考え方を引き継いでいる。</p>
<p>BC24. 企業会計基準適用指針第 32 号では、企業会計基準適用指針第 14 号の考え方を引き継いだものは企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景を参照する記載としており、前項の本適用指針の定めと企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景の関係は次のとおりである。</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 注記事項</p>	<p>BC24. 企業会計基準適用指針第 32 号では、企業会計基準適用指針第 14 号の考え方を引き継いだものは企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景を参照する記載としており、前項の本適用指針の定めと企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景の関係は次のとおりである。</p> <p>(省 略)</p> <p>(2) 注記事項</p>

改正後	改正前
<p>①から④ (省 略)</p> <p>⑤ <u>(削 除)</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>①から④ (省 略)</p> <p>⑤ <u>重要な後発事象(企業会計基準適用指針第 14 号第 110 項及び第 111 項)</u></p> <p>(省 略)</p>
<p>BC25. 前項に記載した企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景では、次のとおり記載されていた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開 示</b> (省 略)</p> <p><b>注記事項</b> (省 略) (見出しを削除) (第 110 項について項番号を含めて削除)</p> <p>(第 111 項について項番号を含めて削除)</p> </div>	<p>BC25. 前項に記載した企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景では、次のとおり記載されていた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>四半期財務諸表の作成基準</b></p> <p><b>開 示</b> (省 略)</p> <p><b>注記事項</b> (省 略)</p> <p><b>重要な後発事象</b></p> <p>110. <u>後発事象は、開示後発事象と修正後発事象からなる。開示後発事象は、発生した事象が翌四半期会計期間以降の四半期財務諸表又は年度の財務諸表に影響を及ぼすため、四半期財務諸表に注記を行う必要がある事象である。一方、修正後発事象は、発生した事象の実質的な原因が四半期決算日においてすでに存在するため、四半期財務諸表の修正を行う必要がある事象である。</u></p> <p>111. <u>四半期財務諸表を作成する日までの間に発生した重要な開示後発事象は、四半期財務諸表の注記事項として公認会計士等のレビュー手続の対象となるものであるため、事実上、レビュ</u></p> </div>

改正後	改正前
(省 略)	<p><u>一報告書提出日までに生じた後発事象となると考えられる。なお、レビュー報告書の提出日と四半期報告書の公表日の間に差がある場合、その間に生じた後発事象については非財務情報として開示することが考えられる（第 78 項参照）。</u></p> <p>(省 略)</p>
<p>BC25-2. <u>2025 年適用指針では、重要な後発事象の定めに関し、企業会計基準適用指針第 14 号の結論の背景で示されていたレビュー報告書の提出日と四半期報告書の公表日の間に差がある場合の開示の考え方の記載を引き継いでいた。この記載について後発事象会計基準の公表にあたり見直しを行ったところ、当該開示は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）に求められる内容であることから、本適用指針の記載を削除することとした。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>BC25-3. <u>後発事象会計基準においては、財務諸表の公表の承認に関する注記（後発事象会計基準第 10 項）が求められているが、国際的な会計基準においては期中財務諸表に当該注記は求められていないこと、また、期中財務諸表の開示について適時性に係るより強い制約があることを踏まえ、2026 年改正適用指針では当該注記を求めている。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>経過措置</b></p> <p>BC32. <u>2025 年適用指針の適用に伴い、有価証券の減損処理又は棚卸資</u></p>	<p><b>適用時期等</b></p> <p><b>経過措置</b></p> <p>BC32. <u>本適用指針の適用に伴い、有価証券の減損処理又は棚卸資産の</u></p>

改正後	改正前
<p>産の簿価切下げに係る方法を切放し法から期中洗替え法に変更する場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用するときは、過去の期中会計期間に行った切放し法による計算を期中洗替え法により再計算することとなる。過去の期中会計期間について有価証券の銘柄ごと、又は棚卸資産の品目ごとに再計算することの実務負担を考慮し、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法に変更する場合、<u>2025年適用指針の適用初年度</u>においては、遡及適用をせず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした（第73項参照）。</p>	<p>簿価切下げに係る方法を切放し法から期中洗替え法に変更する場合、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用するときは、過去の期中会計期間に行った切放し法による計算を期中洗替え法により再計算することとなる。過去の期中会計期間について有価証券の銘柄ごと、又は棚卸資産の品目ごとに再計算することの実務負担を考慮し、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法について期中洗替え法に変更する場合、<u>本適用指針の適用初年度</u>においては、遡及適用をせず、適用初年度の最初の期中会計期間から将来にわたって適用することとした（第73項参照）。</p>

以 上